

東北文化学園専門学校履修規程

「平成 18 年 4 月 1 日」
「専門学校運営会議制定」

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東北文化学園専門学校（以下「本校」という。）においてその学則第 4 章等の規定によるほか、授業科目の履修方法その他必要な事項について定めるものとする。

(教育課程)

第 2 条 本校の教育課程は、専門課程学科（コース）に応じて編成し、学則別表のとおり種類別に開設する授業科目に係る配当年次、単位数（必修、選択）とし、学科ごとの履修方法（修了要件）によるものとする。

2 学生は、学則別表所属専門課程学科（コース）の授業科目で年次欄に配当のものを、原則として当該年次に履修しなければならない。ただし、本校が履修単位の内容等を考慮して特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

3 修了要件に関し授業科目は学則別表履修要件の欄のとおり、必修科目は全部を、選択科目は所定単位数以上を、また、履修の有無が修了要件にかかわらない自由科目は自由に履修するものとし、所定の単位数以上を履修しなければならない。

(授業概要)

第 3 条 本校で開設する授業科目の内容等は、学年の初めに配布する学生便覧に掲載して、周知するものとする。

(単位の計算)

第 4 条 授業科目の単位は、次の計算による。

- (1) 講義は 15 時間で、演習及び卒業研究は 15 時間から 30 時間で 1 単位とする。
- (2) 実習、実技、実験、卒業制作等は、30 時間から 45 時間で 1 単位とする。

(コース等)

第 5 条 コース、履修科目（選択）、卒業研究等は、学年又は学期の初めに学生の希望を考慮して所属科が承認の上、決定する。

(大学等の授業科目の履修)

第 6 条 所属専門課程学科（コース）外の大学又は本校で開設する授業科目の履修については、必要に応じて認めることがある。

2 前項の履修を希望する学生は、担任教員への申し出（その承認）により、校長の許可を受けなければならない。

(履修の禁止)

第 7 条 次の授業科目は、履修することができない。

- (1) 担任教員及び授業担当教員の承認を受けていない授業科目
- (2) 授業時間が重複する授業科目

(成績評価及び単位認定)

第 8 条 履修した授業科目の成績については、定期試験（これに代えての論文、作品又はレポート）の成績、平常時における小テスト、課題、レポート、作品等資料の成績により、総合的に評価する。

2 成績評価は、5 段階で S、A、B 及び C を合格、D を不合格とし、その評点を、上限 100 点を満点として、次の基準によるものとする。

| | |
|---|---------------|
| S | 90 点以上 |
| A | 80 点以上 89 点以下 |
| B | 70 点以上 79 点以下 |
| C | 60 点以上 69 点以下 |
| D | 59 点以下 |

3 成績評価の結果、合格と認定された授業科目については、所定の単位を与える。

(定期試験)

第 9 条 定期試験は、期間を定めて掲示により周知し、学期末に行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、随時試験を行うことができる。

(定期試験等の受験心得)

第 10 条 定期試験等の受験者は、授業を受けて学んだ実力によって、その成果を得るべき学生としての本分をわきまえて、厳正に受験しなければならない。

(試験時の注意事項)

第 11 条 受験者は、各試験開始 5 分前までに受験室に入り、座席表に従って着席し、机の上に学生証を置かなければならない。

2 受験者は、筆記用具その他許可された物以外を机の上に置いてはならない。

3 携帯電話は電源を切り、机の上に置いてはならない。

4 遅刻の場合、試験開始から 20 分以内に限り入室を認める。遅刻者は、入室の際試験監督者に学生証を提示し、許可を得てから着席する。

5 受験者は、原則として試験中に退室してはならない。

6 受験中の不正行為が発見された場合には、直ちに退室を命じる。

(追試験)

第 12 条 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験等を受けることが出来なかった者に対して行うものとし、その実施時期は、その都度掲示により周知する。

2 やむを得ない理由により受験できなくなった場合には、できる限り試験日前に担任等の教員に連絡するものとする。

3 追試験を受ける者は、後日速やかに所定の追試験受験願に次のいずれかの書類を添えて担任教員に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 病気による場合は、医師の診断書

(2) その他やむを得ない理由による場合は、その証明書等

(再試験)

第 13 条 再試験は、定期試験等の結果、不合格になった授業科目について担当教員の承認を得た場合に行う。

2 再試験の実施時期は、その都度掲示により周知する。

3 再試験の結果、合格した授業科目の成績評価は、100 点満点として、60 点を上限とする。

(不正行為)

第 14 条 不正行為をした者については、学則第 30 条の規定により懲戒する。

2 不正行為が発見された場合には、以後その学期に実施される授業科目の試験を受験できず、それらの授業科目に係る評価は 0 点とする。

3 不正行為とされる事例は、次のような場合とする。

(1) 代理で受験し、又は受験させた場合

(2) 解答、メモなどを書いて渡し、又は書いてもらった場合

(3) 他人の答案を見たり、又は他人に答案を見せた場合

- (4) 許可されていない物を使用した場合
- (5) 試験時に使用できる物であっても、試験監督者の許可を得ずに貸借した場合
- (6) 机その他試験時に使用できる物であっても、不正な書込みをしている場合
- (7) 私語や態度により試験を乱すような場合で、注意を受けても改めない場合
- (8) 試験監督者の許可なく座席を離れた場合

(進級の認定)

第 15 条 学生の進級に係る授業科目の修得については、判定会議の議を経て、校長が認定する。

- 2 進級を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。

(修了の認定)

第 16 条 学生の修了に係る授業科目の修得及び全課程の修了については、判定会議の議を経て、校長が認定する。

- 2 修了を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。

(追認定)

第 17 条 第 15 条又は第 16 条の判定会議において認定されなかった学生は、特に相当な理由がある場合、校長が追認定の機会を与えることがある。

(補則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、教務委員会の議を経て、運営会議で定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する

附則 (2019 年 5 月 7 日 専門学校運営会議)

- 1 この規程は、2019 年 5 月 7 日から施行し、2019 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 2018 年度以前に入学した者については、改正後の第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。